

四十 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 節 <u>連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</u></p> <p>(連結納税の開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義)</p> <p>12の3-2-1 <u>法第61条の11第1項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》又は第61条の12第1項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》の規定を適用する場合における「時価評価資産のその時の価額」は、当該時価評価資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡されるときに通常付される価額によるのであるが、次に掲げる時価評価資産について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法その他合理的な方法により当該時価評価資産のその時の価額を算定しているときは、課税上弊害がない限り、これを認める。</u></p> <p>(1) <u>減価償却資産</u></p> <p>イ <u>令第13条第1号から第7号まで《有形減価償却資産》に掲げる減価償却資産 9-1-19《減価償却資産の時価》に定める方法により計算される未償却残額に相当する金額をもって当該減価償却資産の価額とする方法</u></p> <p>ロ <u>同条第8号《無形減価償却資産》及び第9号《生物》に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産の取得価額を基礎としてその取得の時から法第61条の11第1項に規定する連結開始直前事業年度(以下12の3-2-1において「連結開始直前事業年度」という。)又は法第61条の12第1項に規定する連結加入直前事業年度(以下12の3-2-1において「連結加入直前事業年度」という。)終了の時まで定額法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額をもって当該減価</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>償却資産の価額とする方法</p> <p>(2) 土地 <u>当該土地につきその近傍類地の売買実例を基礎として合理的に算定した価額又は当該土地につきその近傍類地の公示価格等（地価公示法第8条《不動産鑑定士等の土地についての鑑定評価の準則》に規定する公示価格又は国土利用計画法施行令第9条第1項《基準地の標準価格》に規定する標準価格をいう。）から合理的に算定した価額をもって当該土地の価額とする方法</u></p> <p>(3) 有価証券 <u>9-1-8、9-1-13、9-1-14又は9-1-15《有価証券の価額》に定める方法に準じた方法によって算定した価額をもって当該有価証券の価額とする方法</u></p> <p>(4) 金銭債権</p> <p>イ <u>その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権</u> <u>当該金銭債権の額から当該金銭債権につき法第52条第1項《貸倒引当金》の規定を適用した場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額を控除した金額をもって当該金銭債権の価額とする方法</u></p> <p>ロ <u>イ以外の金銭債権</u> <u>当該金銭債権の帳簿価額をもって当該金銭債権の価額とする方法</u></p> <p>(5) 繰延資産</p> <p>イ <u>令第14条第1項第1号から第7号まで《繰延資産の範囲》に掲げる繰延資産</u> <u>当該繰延資産の帳簿価額をもって当該繰延資産の価額とする方法</u></p> <p>ロ <u>同項第8号及び第9号に掲げる繰延資産</u> <u>当該繰延資産の額を基礎としてその支出の時から連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度</u></p>	

終了の時まで令第64条第1項第2号《繰延資産の償却限度額》の規定により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額をもって当該繰延資産の価額とする方法

(注) この場合における償却期間は、8-2-1から8-2-5まで《繰延資産の償却期間》に定める償却期間による。

(連結納税の開始等の時における発行済株式等の継続保有の判定)

12の3-2-2 法第61条の11第1項各号《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》の規定の適用上、法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している内国法人が当該発行済株式等の一部を譲渡した場合であっても、その譲渡が当該内国法人との間に完全支配関係のある他の内国法人に対するものであるときには、その譲渡の前後において当該内国法人と当該法人との間に完全支配関係が継続していることとなるのであるから、留意する。

(注) 法第61条の12第1項第2号から第4号まで《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》の規定の適用においても、同様とする。

(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)

12の3-2-3 法人が、最初連結親法人事業年度(当該法人が法第4条の3第9項第1号《連結申請特例年度における承認の効力》の規定の適用を受ける法人である場合には、その翌連結親法人事業年度)において、法第4条の5第2項《連結納税の承認のみなし取消し》の規定によりその承認を取り消されたため連結法人でなくなった場合であっても、法第61条の11第1項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》の規定により同項の連結開始直前事業年度において益金の額又は損金の額に算入した時価評価資産の評価益又は評価損は、当該連結開始直前事業年度又はその後の各事業年度のいずれにおいても修正は行わないことに留意する。

(注) 法第61条の12第1項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》の

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>評価益又は評価損、法第63条第2項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の収益の額及び費用の額又は次に掲げる規定により益金の額に算入される特別勘定の金額についても、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置法第64条の2第10項《収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》 2 措置法第65条第3項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》において準用される措置法第64条の2第10項 3 措置法第65条の8第10項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》 4 措置法第65条の12第11項《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》 5 措置法第65条の14第11項《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》 6 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第21条第10項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》 <p>(連結納税への再加入時の時価評価の要否)</p> <p>12の3-2-4 法人が、法第4条の5第1項又は第2項《連結納税の承認の取消し》の規定によりその承認の取消しを受けた後に、再度、当該承認に係る連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった場合には、当該法人が当該取消し前の法第61条の11第1項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する連結開始直前事業年度又は法第61条の12第1項</p>	<p>(新 設)</p>

《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》に規定する連結加入直前事業年度においてこれらの規定の適用を受けたかどうかにかかわらず、同項の規定の適用があることに留意する。

(時価評価法人の時価評価すべき資産－連結納税の開始)

12の3-2-5 法人が法第4条の3第9項《時価評価法人等に対する承認の効力》に規定する連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時において、令第14条の5第1号《時価評価資産》に規定する時価評価資産を有しないが同条第2号又は第3号《繰延長期割賦損益額等》に掲げるものを有する場合には、当該連結申請特例年度終了の時において当該法人の有する法第61条の11第1項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産につき同項の規定の適用があることに留意する。

(注) 法第4条の3第9項第1号に規定する関連法人(同号に規定する時価評価法人に該当する法人を除く。)が同項に規定する連結申請特例年度終了の時において時価評価資産を有するときであっても、当該時価評価資産については法第61条の11第1項の規定の適用はない。

(時価評価法人の時価評価すべき資産－連結納税への加入)

12の3-2-6 法人が法第4条の3第11項《時価評価法人等に対する承認の効力》に規定する完全支配関係を有することとなった日の前日の属する事業年度終了の時において、令第14条の5第1号《時価評価資産》に規定する時価評価資産を有しないが同条第2号又は第3号《繰延長期割賦損益額等》に掲げるものを有する場合には、当該連結申請特例年度終了の時において当該法人の有する法第61条の11第1項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産につき同項の規定の適用があることに留意する。

(注) 法第4条の3第11項第1号に規定する関連法人(同号に規定する時価評

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>価法人に該当する法人を除く。)</u>が同項に規定する連結申請特例年度終了の時に<u>おいて時価評価資産を有するときであっても、当該時価評価資産については法第61条の12第1項の規定の適用はない。</u></p> <p><u>(一括償却資産に係る時価評価益の計算)</u></p> <p><u>12の3-2-7 法人の有する資産が令第122条の12第1項第4号《時価評価資産から除かれる資産の範囲》に掲げる資産に該当するかどうかを判定する場合には、当該資産が令第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》の適用を受けているものであるときであっても、当該資産を同号に規定する単位に区分した後のそれぞれの資産ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>(注) この場合において、同号に規定する帳簿価額は零として同号に規定する差額の計算を行うこととなる。</u></p> <p><u>(時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本等の金額)</u></p> <p><u>12の3-2-8 法人が法第61条の11第1項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産を有するかどうかを判定する場合における令第122条の12第1項第4号《時価評価資産から除かれる資産の範囲》に規定する「資本等の金額」は、法第61条の11第1項に規定する連結開始直前事業年度終了の時の資本等の金額となることに留意する。</u></p> <p><u>法第61条の12第1項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》の規定の適用における法人の「資本等の金額」については、同項に規定する連結加入直前事業年度終了の時の資本等の金額となる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>(時価評価資産から除かれる資産の範囲)</p> <p>12の3-2-9 令第122条の12第1項第1号《時価評価資産から除かれる資産の範囲》の規定の適用上、同号八に掲げる規定の適用を受けた減価償却資産には、10-3-3《工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得できない場合の仮受経理等》後段の取扱いにより圧縮記帳をした減価償却資産が含まれる。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

四十一 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p> <p>(繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</p> <p>12の3-3-1 令第14条の5第2号イ《時価評価資産等の範囲》の繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定については、法第63条第1項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定する長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る契約ごとの繰延長期割賦損益額により行うことに留意する。この場合において、法人が、長期割賦販売等に該当する資産の販売等につき2-4-5《延払基準の計算単位》の取扱いにより合理的な区分ごと一括して延払基準を適用しているときは、その契約の属する区分の差益率を基として、当該契約に係る繰延長期割賦損益額を計算している場合には、これを認める。</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</p> <p>12の3-3-2 令第14条の5第3号イ《時価評価資産等から除かれる特別勘</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>定》に規定する特別勘定の金額が 1,000万円に満たないかどうかは、その特別勘定の対象となる譲渡した資産のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。</p> <p>(連結納税の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定)</p> <p>12の3-3-3 令第125条の2第1号《連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用》に規定する繰延長期割賦損益額が 1,000万円に満たないかどうかの判定については、12の3-3-1の取扱いを準用する。</p>	(新設)

四十二 連結法人間取引の損益調整

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第12章の4 連結法人間取引の損益調整</p> <p style="text-align: center;">第1節 通 則</p> <p>(譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義)</p> <p>12の4-1-1 法人が譲渡損益調整額を計算する場合における法第61条の13第1項《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》に規定する「譲渡に係る対価の額」とは、同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡の時の価額をいうことに留意する。</p> <p>(注) 譲渡損益調整額とは、同項又は法第81条の10第1項《連結法人間取引の</p>	(新設)
	(新設)
	(新設)

損益の調整》の規定により譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額が損金の額又は益金の額に算入される場合のその算入される金額をいう。以下この章において同じ。

(譲渡損益調整額の計算における「原価の額」の意義)

12の4-1-2 法第61条の13第1項《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》に規定する「原価の額」とは、同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡直前の帳簿価額をいうのであるから、例えば、不動産売買又は有価証券の譲渡に係る手数料など譲渡に付随して発生する費用は、これに含まれないことに留意する。

(譲渡した連結法人の株式等が譲渡損益調整資産に該当するかどうかの判定)

12の4-1-3 法人が、連結法人に対して、当該法人との間に連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式(出資を含む。以下12の4-1-3において同じ。)を譲渡した場合において、当該譲渡した株式の令第122条の14第1項第3号《譲渡損益調整資産から除かれる資産の範囲》に規定する「その譲渡の直前の帳簿価額」は、令第119条の3第3項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》又は第119条の4第1項《評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例》の規定により算出される金額にその譲渡をした株式の数を乗じた金額となることに留意する。

(圧縮記帳をした譲渡損益調整資産に係る譲渡損益調整額の計算)

12の4-1-4 令第122条の14第4項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》の規定の適用上、同項第5号八に掲げる規定の適用を受けた譲渡損益調整資産には、10-3-3《工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得で

(新設)

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>きない場合の仮受経理等</u>の後段の取扱いにより圧縮記帳をした譲渡損益調整資産が含まれる。</p>	

四十三 分割前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 節 <u>分割前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</u></p> <p>(<u>連結法人間取引の損益の調整を行わない取引</u>)</p> <p>12の4-2-1 <u>法人が法第61条の13第1項《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》に規定する譲渡損益調整資産を連結法人に譲渡した場合には、次に掲げるようなものは含まれない。</u></p> <p>(1) <u>当該連結法人が法第2条第17号ネ《資本積立金額》に規定する株式の消却を行った場合における、その消却の対象となった株式の譲渡</u></p> <p>(2) <u>当該連結法人を借地権者とする借地権の設定（令第138条第1項《借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入》の規定の適用があるものを除く。）</u></p> <p>(<u>譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算</u>)</p> <p>12の4-2-2 <u>法人が譲渡損益調整資産の譲渡に伴い次に掲げる規定に基づき特別勘定を設定した場合には、法第61条の13第1項《分割前事業年度等に</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

おける連結法人間取引の損益の調整又は第81条の10第1項《連結法人間取引の損益の調整》に規定する譲渡利益額は、当該特別勘定の金額に相当する金額を控除した後の金額となるのであるが、分割前事業年度において代替資産を取得できなかったこと等の理由により当該事業年度開始の時に有する当該特別勘定の金額の全部又は一部が益金の額に算入されることとなった場合であっても、当該益金の額に算入される特別勘定の金額について譲渡損益調整額として損金の額に算入しないのであるから留意する。

- (1) 措置法第64条の2《収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》
- (2) 措置法第65条《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》
- (3) 措置法第65条の8《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》
- (4) 措置法第65条の12《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》
- (5) 措置法第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》
- (6) 措置法第68条の71《収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》
- (7) 措置法第68条の72《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》
- (8) 措置法第68条の79《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》
- (9) 措置法第68条の83《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》
- (10) 措置法第68条の85《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》
- (11) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下12の4-2-2において「震災特例法」という。）第21条《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》

改 正 後	改 正 前
(12) <u>震災特例法第26条の6《連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》</u>	

四十四 分割前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ

改 正 後	改 正 前
<p>第 3 節 <u>分割前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ</u></p> <p><u>(譲渡損益調整額の戻入れ事由)</u></p> <p>12の4-3-1 <u>令第 122条の14第3項第1号《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》に規定する「その他これらに類する事由が生じた場合」には、例えば、次に掲げる譲渡損益調整資産につきそれぞれ次に掲げる事由が生じた場合が該当する。</u></p> <p>(1) <u>金銭債権</u> その譲渡を受けた連結法人(以下12の4-3-1において「譲受法人」という。)においてその全額が回収された場合又は2-1-34《債権の取得差額に係る調整差損益の計上》の取扱いの適用を受けた場合</p> <p>(2) <u>償還有価証券</u> 譲受法人においてその全額が償還期限前に償還された場合</p> <p>(3) <u>固定資産</u> 譲受法人において災害等により滅失した場合</p> <p>(注) 同号の「譲渡」には、次の場合が含まれる。</p> <p>1 <u>令第 119条の11の表の第2号の上欄《有価証券の区分変更によるみなし譲渡》に掲げる満期保有目的等有価証券又は同表の第3号の上欄に掲げるその他有価証券について、当該各号の中欄に掲げる事実が生じた</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

ことにより譲渡法人が当該有価証券を譲渡したものとみなされた場合

2 令第 119条の11の2第1項《分離適格振替有価証券の元利分離等によるみなし譲渡等》に規定する次の有価証券について、その譲渡法人がそれぞれ次の事実該当することになったことにより当該有価証券を譲渡したものとみなされた場合

- (1) 分離適格振替有価証券 その譲渡法人が当該有価証券について同項に規定する元利分離を行ったこと
- (2) 分離元本振替有価証券又は分離利息振替有価証券 その譲渡法人がこれらの有価証券について同条第2項に規定する統合を行ったこと

(契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額)

12の4-3-2 法人が当該事業年度前の各事業年度（それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度）において行った譲渡損益調整資産の譲渡について、当該事業年度に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次による。

- (1) 契約の解除若しくは取消し又は返品 これらの事由が生じた資産に係る当該事業年度開始の時ににおける期首譲渡損益調整額を益金の額又は損金の額に算入する。
- (2) 譲渡利益額が生じた譲渡に係る値引き
 - イ 値引額が当該事業年度開始の時ににおける期首譲渡損益調整額以内の場合 期首譲渡損益調整額のうち値引額に相当する金額を益金の額に算入する。
 - ロ 値引額が当該事業年度開始の時ににおける期首譲渡損益調整額を超える場合 当該期首譲渡損益調整額の全額を益金の額に算入するとともに、当該超える部分の金額を新たに譲渡損益調整額として益金の額に算入する。
- (3) 譲渡損失額が生じた譲渡に係る値引き 値引額に相当する金額を新たに

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>譲渡損益調整額として益金の額に算入する。</u></p> <p><u>(注) 期首譲渡損益調整額とは、譲渡損益調整額から既に令第122条の14第4項、第6項若しくは第9項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》又は第155条の22第3項、第5項若しくは第8項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下12の4-3-3において同じ。</u></p> <p><u>(債権の取得差額に係る調整差損益を計上した場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u></p> <p><u>12の4-3-3 法人が譲渡した金銭債権につき譲受法人において2-1-34《債権の取得差額に係る調整差損益の計上》の取扱いを適用している場合に、当該法人が法第61条の13第2項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》の規定により益金の額又は損金の額に算入する金額は、例えば、次に掲げる当該法人の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により計算した金額とする等合理的な方法により計算した金額とする。</u></p> <p><u>(1) 当該金銭債権を譲渡した事業年度 当該金銭債権に係る譲渡損益調整額に当該譲渡した日から当該金銭債権の最終の支払期日までの期間のうちに当該譲渡した日から当該事業年度終了の日までの期間の占める割合を乗じて計算した金額</u></p> <p><u>(2) 当該金銭債権の最終の支払期日の属する事業年度 当該事業年度開始の時にける期首譲渡損益調整額</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)以外の事業年度 当該金銭債権に係る譲渡損益調整額に当該譲渡した日から当該金銭債権の最終の支払期日までの期間のうちに当該事業年度の期間の占める割合を乗じて計算した金額</u></p>	<p>(新設)</p>

(金銭債権の一部が貸倒れとなった場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)

12の4-3-4 法人が連結法人に対して譲渡した譲渡損益調整資産である金銭債権について、当該連結法人において9-6-1《金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ》の取扱いにより当該金銭債権の一部が貸倒れとなった場合の当該法人における法第61条の13第2項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》の規定により損金の額に算入する金額は、例えば、当該金銭債権に係る譲渡損益調整額に当該連結法人の当該金銭債権の取得価額のうちに当該貸倒れによる損失の額の占める割合を乗じて計算した金額とする等合理的な方法により計算した金額とする。

(注) 債権金額に満たない価額で取得した債権の一部について9-6-1の事実が生じたことにより貸倒れとして損金の額に算入される金額は、この事実が生じた後においてなお有することとなる債権金額が取得価額を下回る場合のその下回る部分の金額となる。

(土地の一部譲渡に係る譲渡損益調整額の戻入れ計算)

12の4-3-5 法人が連結法人に譲渡した譲渡損益調整資産である土地について、当該連結法人がその一部を譲渡した場合の当該法人における法第61条の13第2項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》の規定により益金の額又は損金の額に算入する金額は、当該土地に係る譲渡損益調整額のうち当該連結法人が譲渡した土地に係るものとして、例えば、当該譲渡損益調整額を当該法人が譲渡した土地の面積と当該連結法人が譲渡した土地の面積の比に応じて区分する等合理的な方法により計算した金額とする。

(同一銘柄の有価証券を2回以上譲渡した後の譲渡に伴う譲渡損益調整額の戻入れ計算)

12の4-3-6 法人が譲渡損益調整資産である銘柄を同じくする有価証券を2回以上にわたって連結法人に対し譲渡した後に当該連結法人が当該有価証

(新設)

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>券を譲渡した場合には、当該法人における譲渡損益調整額の戻入れ計算は、当該連結法人が当該法人から最も早く取得したのから順次譲渡したものとみなして、令第122条の14第4項第6号《譲渡損益調整額の戻入れ計算》の規定を適用する。</u></p> <p><u>(譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用)</u></p> <p><u>12の4-3-7 令第122条の14第6項《譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法》の規定の適用については、法人が分割前事業年度において連結法人に対し複数の減価償却資産(当該連結法人において減価償却資産に該当することとなるものに限る。以下12の4-3-7において同じ。)を譲渡した場合であっても、個々の減価償却資産ごとに同項の規定を適用をすることができる。</u></p> <p><u>法人が当該分割前事業年度において連結法人に対し複数の繰延資産の譲渡を行った場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>(簡便法を適用した連結法人を被合併法人等とする適格合併等をした場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u></p> <p><u>12の4-3-8 法第61条の13第3項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》の規定により法人が譲渡したものとみなされた譲渡損益調整資産のうち、同項の被合併法人又は分割法人が令第122条の14第6項又は第155条の22第5項《譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法》の規定の適用を受けたものについては、合併法人又は分割承継法人である当該法人において令第122条の14第6項又は第9項の規定の適用があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算)

12の4-3-9 法人が令第122条の14第9項《譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法》の規定を適用するに当たり、同項に規定する譲渡損益調整資産を譲り受けた連結法人が当該譲渡損益調整資産についてその譲受日の属する連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下12の4-3-9において「連結事業年度等」という。)後の連結事業年度等において、令第57条《耐用年数の短縮》の規定により当該減価償却資産の耐用年数を短縮することの承認を受けたときには、当該承認を受けた日の属する当該法人の事業年度及びその後の連結事業年度等における令第122条の14第6項第1号ロ(令第155条の22第5項第1号ロ《譲渡損益調整資産の戻入れ計算の簡便法》の規定を含む。)の耐用年数は、当該承認に基づく耐用年数となることに留意する。

(新設)